

古 監 委 第 24 号
令和6年10月30日

古河市長 針 谷 力 様

古河市監査委員 赤 岩 茂

同 阿久津 和 弘

同 園 部 増 治

令和6年度財政援助団体等監査（指定管理者監査）の結果について(報告)

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

令和6年度財政援助団体等監査（指定管理者監査）結果報告書

第1 監査の概要

1 基準に準拠している旨

監査委員は、古河市監査基準（令和2年古河市監査委員告示第1号）に準拠し監査を行った。

2 監査の種類

財政援助団体等監査（指定管理者監査）

地方自治法第199条第7項の規定に基づく公の施設の指定管理者に対する監査

3 監査の対象

（1）公の施設 古河市ネーブル子育て広場・古河市駅前子育て広場

（2）所管課 福祉部 こども政策課

（3）対象団体 一般社団法人地域振興公社

4 監査の範囲

令和5年度における指定管理に係る施設の管理、会計処理等に関する事務の執行

5 監査の実施期間

令和6年8月9日（金）から令和6年9月24日（火）まで

6 監査の着眼点

（1）所管課に関する事項（こども政策課）

ア 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。

イ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。

ウ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。

エ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。

オ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。

カ 事業報告書の点検は適切になされているか。

キ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

ク 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

ケ モニタリングのチェックは十分か。

コ 実地調査等を行っているか。

(2) 対象団体に関する事項（一般社団法人古河市地域振興公社）

- ア 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 経費節減は図られているか。
- エ 利用促進のための努力はなされているか。
- オ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- カ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- キ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

7 監査の実施内容

監査にあたっては、公の施設の管理を行わせている団体の当該管理に係る資料を事前に求め書類審査を行った。また、監査委員により所管課職員及び対象団体職員から事業の内容について説明を聴取するとともに、公の施設の管理に係る出納その他の事務が適正に行われているかどうか、に主眼を置いて監査を実施した。

第2 指定管理の概要

1 指定管理施設の概要

施 設 名	所在地及び施設の概要
ネーブル子育て 広場	所 在 地：古河市駒羽根 620 番地 施 設 内 容：プレイルーム、交流コーナー、図書・情報コーナー、授乳コーナー、事務室 建 設 年 度：平成 15 年度 施設の構造：木造、平屋建て 延べ床面積：216.56 m ²
駅前子育て広場	所在地：古河市本町四丁目 1 番 1 号 施設内容：遊戯エリア、ふれあいエリア、子育て支援室、絵本コーナー、授乳室、相談室、事務室 建設年度：平成 4 年度 施設の構造：鉄骨造、平屋建て 延べ床面積：520.76 m ²

2 対象団体の概要

名 称	一般財団法人 古河市地域振興公社
設 立 年 月 日	平成 3 年 5 月 7 日
所 在 地	茨城県古河市駒羽根 6 2 0 番地
役員・従業員	理事長 1 名 副理事長 1 名 常務理事（業務執行理事） 1 名 業務執行理事 1 名 理 事 5 名 監 事 2 名 職 員 1 0 1 名（正職員 4 1 名、派遣職員等 6 0 名）
設 立 の 目 的	緑化推進及び緑化思想普及のための啓発活動、公共施設等の円滑な管理運営及び健全な利用の推進並びに安心して子育てできる環境づくりの推進及び子ども育成活動の促進により、市民福祉の向上を図るとともに、快適な都市生活環境づくりに寄与することを目的とする。
主 な 事 業	・緑化推進及び緑化思想普及のための啓発に関する事業 ・公共施設等の設置及び管理運営に関する事業 ・子育て支援に関する事業 ・子どもの健全育成に関する事業 ・市民福祉の増進に寄与する事業 ・その他この法人の目的を達成するために必要な事業

3 指定管理の状況

（１）選定方法

古河市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条第 2 項、非公募による指定管理者の候補者の選定による。

（２）指定管理期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで（5 年）

（３）指定管理料

	令和 5 年度
指定管理料	8 0 , 0 5 4 , 0 0 0 円

第3 監査の結果及び意見

【結果報告】

指定管理事務について、所管課にあっては対象団体に対する指導面において、対象団体にあつては管理運営に関する業務において、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部に改善すべき事項が見受けられたので以下に記述する。

なお、監査の際に見られた事務処理上留意すべき事項のうち、重要性の乏しいものについては、口頭で改善・検討の要望を行った。

1 所管課に関する事項（福祉部 こども政策課）

（１）子育て広場の利用者は、天候や曜日、時間帯によって差があるが、ピーク時には1施設当たり40組程度訪れる日もあり、現場では職員の配置に苦慮しているとのことであった。指定管理に伴う人員配置について、特に基準は設けていないとのことだが、現場との連絡を密に現状把握に努められたい。

（２）施設の経年劣化に伴い、一部の設備に不具合が生じている。月次業務報告や実地調査の際には、協議・確認を行い、情報共有に努められたい。

2 対象団体に関する事項（一般財団法人 古河市地域振興公社）

（１）子育て広場の管理体制については、利用者数の急な変動にも対応できるよう、担当課とも連絡を取りながら、柔軟な人員配置に努められたい。

（２）団体の会計処理は、指定管理業務を含め、インターネットバンキング等を利用しながら効率的な執行がなされている。今後、会計処理にデジタルインボイス（ペポルインボイス）を採用する等DX化を図ることで、さらなる業務の省力化が期待できるのではないかと。

【意見】

所管課においては、指定管理業務に関わる現場の状況について、一部、確認不足と思われる部分が見受けられた。毎月提出される業務報告書を精査し、年2回実施する実地調査の際に確認するなどして、現場職員との情報を共有し、指定管理者との連携強化に努めていただきたい。

指定管理者においては、季節ごとの室内装飾やイベント（夏まつり、ハロウィン、クリスマス会）など、利用者が楽しめるようなサービスの提供を創意工夫している。利用者アンケートの実施結果もおおむね良好なものであり、今後ともより良いサービスの提供をお願いしたい。

子育て広場では、これまで利用者に大きな事故はなく、職員は危機管理マニュアルを遵守し、安全管理が適切に行われている。今後も、日常的な安全点検に努め、緊急時に適切な対応ができるよう危機管理体制の強化をお願いする。